議会だより

一般会計補正予算等議決

第三回定例会

昭和五八年第三回定例会は九月二四日招集され、同二九日までの会期六日間で開かれました。

この定例会で審議された議件は条例改正四件、補正予算三件、意見書の発議一件、請願一件の計九件でした。

議案審議に先だち、議会議員として二十年以上勤続された間島義衛議員と神保善二議員に対し、県町村議会議長会長からの特別表彰の伝達が行なわれました。

（以下　審議の概要）

○議案第三六号　月潟村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正

重度心身障害者の医療費一部負担金助成について、今まで六四歳以前に対象者として認定された者に限られていたものを、年令制限を撤廃したもの。（原案可決　全会一致）

○議案第三七号　月潟村野球場並びに月潟村テニス場設置及び管理条例の一部改正

月潟村テニス場にナイター設備ができることから、ナイター施設使用料金を定めるもので、使用料金は午後六時よりコート一面当り村内者三百円、村外者六百円を徴収するもの。（原案可決　全会一致）

○議案第三八号　月潟村簡易水道条例の一部改正

止水栓以下の給水装置の設計及び工事を行うことができる公認業者を規定したもの。

（原案可決　全会一致）

○議案第三九号　月潟村簡易水道運営に関する委員会設置条例の一部改正

補欠委員の任期を規定したもの。（原案可決　全会一致）

○議案第四〇号　一般会計補正予算第三号を定めることについて

歳入歳出それぞれ三六七八万七千円を追加し、総額を九億二四九六万一千円とするもので、歳入の主なものは地方交付税二一七三万一千円、国庫支出金三一万三千円、県支出金一三一五万円、諸収入一三一万五千円が主なものです。

歳出では都市ガス本支管負担金借入利子補給金二七三万九千円、役場庁舎等公共施設の都市ガス加入負担金及び配管工事関係経費二二六万七千円、新農業構造改善事業費補助金一一八六万五千円、新潟交通への補助金一六三万六千円、土木関係事業費八二〇万円、中学校備品一二二万五千円などが主なものです。

（原案可決　全会一致）

○議案第四一号　老人保健特別会計補正予算第二号を定めることについて

歳入歳出それぞれ三一七万八千円を追加し、総額を一億六九二三万円とするもので、昭和五七年度の決算見込みの中から繰越金二九六万二千円をそれぞれの繰入機関へ戻すものが主なものです。

○議案第四二号　簡易水道特別会計補正予算第一号を定めることについて

歳入歳出それぞれ一三〇万六千円を減額し、総額を四九七一万八千円とするもので、前年度繰上げ充用金の減額が主なものです。

（原案可決　全会一致）

○発議第二号　国家公務員給与引き上げの人事院勧告完全実施を求める意見書の提出について（内容省略）

発議者　深沢幸雄議員
賛成者　岩越正作議員
同　青柳正二議員
（採択　全会一致）

○請願一号　人工透析患者に対する治療施設の設置に関する請願（内容省略）

請願者　中山関市外2
（敬称略）
（趣旨採択）

113名が協力「感謝献血」

去る9月28日、ゆうあい号の来村では皆様方のご協力を得て無事日程を終了出来たことを厚くお礼申し上げます。

今回百一三名の皆さんの協力を得たうち、採血出来なかった方は10名でした。

尚、献血10回で日赤の⊛を受けられた方は、星野満子、小林政男、小林幹博、本間武志の各氏でした。

次回の献血にご協力を!!

部落別献血者数

当場	14名
潟通	39名
場通	3名
間島	6名
滑長	5名
寄	1名
新の	7名
場	6名
他	5名
計	23名
釣役	4名
釣そ	113名
合	

点検は防火のはじまりしめくくり

秋の火災予防運動10月26日～11月1日

10月26日から11月1日までは「秋の火災予防運動」の期間です。

ことしは「点検は防火のはじまり、しめくくり」を統一標語に一週間、火災予防運動が行われます。これから冬に向い、ストーブなど火の気を使う機会も多くなります。気持ちを引きしめましょう。

▼火災による死亡40%が〝逃げ遅れ〟▲

昭和57年中の火災は全国で約6万件。時間にすれば9分に一件の割合で起こっています。

火災による死者数は約2千人。一日当たり5人の命が奪われたことになります。

死に至った経過には避難中や消火活動中の事故もありますが、一番多いのは「逃げ遅れ」です。死亡した人の40%は避難の形跡がなく、①火災にまったく気づかなかった。②気づいたときには逃げ道がなかった――これらが原因で命を落としたと思われます。

▼死傷事故が多いのは午前1時～4時▲

火災からの「逃げ遅れ」を防ぐには、発生を早めに知ることです。しかし、火災はわたしたちが目覚めているときばかり起こるとは限りません。実際、焼死事故が多いのは寝ている間の午前1時から明け方の4時にかけてです。

火災の発生をすばやく知らせる、また、寝ている間の〝見張り番〟「火災警報器」をあなたのお宅に備えてはいかがですか。

「火災警報器」というと、ビルなどに備え付けられている大がかりなものを連想するかも知れません。しかし、ここで言っているのは「簡易型」です。電気やゼンマイを動力源として、火災の発生をブザーなどで知らせるものです。

▼消火器や警報器で防火対策の充実を▲

あなたのお宅には、消火器がありますか。ガス漏れ警報器や火災警報器が、備わっていますか。

火の始末に十分注意を払っていると思っても、見落としはあるものです。火災から身を守るための用心をするにこしたことはありません。火の使用に注意するばかりでなく消火器や警報器などを備え、防火対策を充実させましょう。

きちんとした火の始末、火災警報器、消火器…といった二重、三重の火災に対する備えがわたしたちに安全を保証してくれるのです。

～毎日午後9時は消防の時間です～

11月1日施行　サラ金規制二法のポイント

「サラ金二法」とは「貸金業規制法」（略称）と「改正出資法」（略称）の二つです。

この法律は11月1日から施行されます。借り手に特に関係のある主なポイントは、次のとおりです。

一、金利の規制

貸金業者の金利は、現在の出資法では最高日歩30銭（年利一〇九、五%）と決められていますが、改正出資法施行後の利息の上限は、次のように引下げられます。

①施行後3年間は日歩20銭（年利七三%）

②4年目以降は日歩15銭（年利五四、七五%）

③6年目以降の法律で定めた日からは日歩10・96%（年利四〇、〇〇四%）

二、業務の規制

貸金業者は①取立てに際して人を脅迫したり、生活をおびやかす言動をしてはならない。②金利などの貸付条件を店内に掲示する。③誇大な広告をしてはいけない。④利用者の返済能力を超える過剰貸付をしてはいけない。⑤契約内容を明らかにした書面を渡す。⑥返済金を受取ったら、受取った金額を記載した書面を渡す。

三、**任意に支払った利息**は返してもらえなくなる。

利息制限法では、年利の最高を20%（貸付金額によってそれ以下）ときめられています。これを超えた高い金利を取られても、裁判で取戻す方法はありますが、いわゆるサラ金二法施行後は、借り手が**任意に支払ってしまった利息**は、新上限金利の73%の範囲内であれば、取戻すことができないことになります。

〝サラ金被害〟を防ぐための自己チェック

◎本当に必要なお金かどうか。

◎親類、知人から借りることができないか。

◎もっと安全な借り入れ先はないのか。

◎高い利息を返済できるのか。

（一般に毎月、平均月収の2割を超える返済は無理といわれています。）